

令和元年5月14日

令和元年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和元年第1回（5月）岬町議会臨時会第1日会議録

○令和元年5月14日（火）午前10時10分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	竹下 雅樹	
副 町 長 中口 守可	教育次長兼指導課長	澤 憲一	
副 町 長 松岡 裕二	会計管理者	福井 智淑	
教 育 長 笠間 光弘	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長	川端 慎也	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山 茂雄
総務部長 西 啓介	総務部理事兼 企画地方創生課長	寺田 武司	
財政改革部長 相馬 進祐	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
しあわせ創造部長 松井 清幸	しあわせ創造部 理事兼住民課長	今坂 嘉文	
都市整備部長 家永 淳	都市整備部理事 兼産業観光促進課長	吉田 一誠	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真澄

議会事務局主査 池田 雄哉

○会 期

令和元年5月14日から15日（2日）

○会議録署名議員

1番 松尾 匡

2番 谷崎 整史

議事日程

臨時議長の紹介

日程第 1	仮議席の指定
日程第 2 選挙第 1号	議長の選挙について
日程第 3	議席の指定
日程第 4	会議録署名議員の指名
日程第 5	会期の決定
日程第 6 選挙第 2号	副議長の選挙について
日程第 7 議員提出議案第 1号	特別委員会の設置の件について
日程第 8 選任第 1号	常任委員会委員の選任について
日程第 9 選任第 2号	議会運営委員会委員の選任について
日程第 10 選任第 3号	特別委員会委員の選任について
日程第 11 選挙第 3号	泉州南消防組合議会議員の選挙について
日程第 12 議案第 31号	専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）
日程第 13 議案第 32号	監査委員の選任について
日程第 14	総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第 15	厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第 16	事業委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第 17	議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時10分 開会)

○鈴木事務局長 改めまして、皆さんおはようございます。議会事務局長の鈴木でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が決まるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員の中で、年長の和田勝弘議員に臨時議長の職務をお願いいたします。

和田議員、よろしくお願いいたします。

(和田勝弘臨時議長 議長席に着席)

○和田勝弘臨時議長 皆さん、おはようございます。ただいま、ご紹介いただきました和田でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行わせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和元年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時12分であります。

本日の出席議員は12名であります。

出席議員が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可します。

田代 堯君。

○田代町長 ただいま、議長のお許しを得ましたので、令和元年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

また、このたび議員選挙で選ばれた議員各位をお迎えし、本日ここに初議会を開催する運びになりましたことは、まことに喜びにたえないところであります。

本町にはさまざまな課題が山積している状況にあり、今後の4年間も、議会と行政がそれぞれの立場で議論を尽くし、課題解決に取り組む必要があります。皆様の引き続きのお力添えを賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、本町では、議会の皆様、関係者の皆様のご尽力のおかげをもちまして、深日港・洲本港間の航路が、先月4月27日から運航開始することができました。

平成が終わり、令和という新しい時代を迎えることになった大型連休中には、一日の乗船者数が300人を超える日が複数日あり、キャンセル待ちが出るなど、10日間の運航で、3

00人を超える多くの皆様に船をご利用いただきました。

今後におきましても、台風等の自然災害の影響も予測できますので、気を緩めることなく、災害時等における航路による代替交通の確保及び広域観光による町の活性化に向け、事業の実施に引き続き全力を傾注してまいります。

議会の皆様におかれましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げております付議事件でございますが、岬町税条例等の一部改正に係る専決処分承認について1件、監査委員の選任について1件、以上、議案2件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○和田勝弘臨時議長 以上で町長の挨拶が終わりました。

○和田勝弘臨時議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

ただし、申し合わせ事項等により議長に就任された方は12番の方と交代になります。ご承知おきください。

日程第2の議長の選挙については、入る前に暫時休憩したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○和田勝弘臨時議長 異議なしと認めます。

暫時休憩をします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○和田勝弘臨時議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○和田勝弘臨時議長 日程第2、選挙第1号、議長の選挙についてを行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○和田勝弘臨時議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番松尾 匡君、2番谷崎整史君、3番道工晴久君を指名します。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○和田勝弘臨時議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田勝弘臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○和田勝弘臨時議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

議席番号順に投票を願います。

(投票)

○和田勝弘臨時議長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○和田勝弘臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

松尾 匡君、谷崎整史君、道工晴久君、立ち会いをお願いします。

(開票)

○和田勝弘臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち、有効投票12票、無効投票0票、そのうち白票1票です。

有効投票中、奥野 学君6票、出口 実君5票。

以上のおりであります

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、奥野 学君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○和田勝弘臨時議長 ただいま議長に当選されました奥野 学君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来は、議長に当選されました奥野 学君のご承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところですが、申し合わせにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わりました。

奥野議長、議長席にお着き願います。

(奥野 学議長 議長席に着席)

○奥野 学議長 それでは、挨拶は後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

議事日程について、配付しております議事日程表のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議事日程は議事日程表のとおりとします。

○奥野 学議長 日程第3、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議席は、ただいま着席のとおり指定します。

○奥野 学議長 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により、指名させていただきます。

1番松尾 匡君、2番谷崎整史君、以上の2名の方をお願いいたします。

○奥野 学議長 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月14日、15日の2日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日5月14日、15日の2日間に決定しました。

○奥野 学議長 日程第6、選挙第2号、副議長の選挙について行います。

皆さんにここでお諮りしたいのですが、副議長の選挙について、指名推選か選挙かということになりますが、副議長に立候補される方、挙手お願いいたします。

(立候補者挙手)

○奥野 学議長 では、お二人の選挙ということでよろしいでしょうか。

もう一度伺いいたします。今、お二人手を挙げられましたが、立候補の表明をここでやっていただくかというのはいかがでしょうか。

(「やってもらいましょう」の声あり)

○奥野 学議長 やってほしいという声もありましたので。

(「了解」の声あり)

○奥野 学議長 突然のあれですが、よろしいでしょうか、やってもらおうということでよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 やっていただきたいという声も多々あるように思いますので、道工議員のほうからお願いいたします。

○道工晴久議員 ありがとうございます。

4年間議長をさせていただきまして、皆様のご協力をいただいて円滑に4年間終わらせていただきました。まだまだ私の思いといいますか、岬町に対するいろんな思いもございます。私の「かがやき」にも、自分の新聞にも書かせていただいておりますけど、やはり今一番大事な時期だと。

その中で、やはり岬町のことを議会としてしっかりと捉えていく、そうして議会のまとめの議長のサポートをさせていただく。これがあと、私に残された使命やなど、かように考えております。

私の持てる力を精いっぱい出させてさせていただいて、残りの期間をしっかりと頑張ってもらいたいと、かように思っております。

○奥野 学議長 ありがとうございます。

続いて、竹原議員、どうぞ。

○竹原伸晃議員 議会議員にならせていただいて、3期目、無事当選させていただきました。経験は8年でございますけども、この次の4年間というのは、やはり岬町をどのようにしていくのか、議長と一緒に議会の改革を進めることこそ、この岬町を前に進めていく、これに尽きると思います。

議会の改革というのは、やはり住民の声をしっかりと議会に反映する、これが今までどれだけ行われていたのか、密室で決まっていく。そうではなく、やはり開かれた議会、公開することは公開して広報することもしっかりとこれからも取り組んでいきたい。その中心となる副議長というところの責を担わせていただきたいと思います、立候補をさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 ありがとうございます。

では、選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○奥野 学議長 ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、4番中原 晶君、5番坂原正勝君、6番反保多喜男君を指名いたします。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のために申し上げます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○奥野 学議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○奥野 学議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

議席番号順に投票を願います。

(投票)

○奥野 学議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

4番中原 晶君、5番坂原正勝君、6番反保多喜男君、立ち会いをお願いします。

(開票)

○奥野 学議長 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち、有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票中、道工晴久君7票、竹原伸晃君5票。

以上のとおりであります

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、道工晴久君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○奥野 学議長 ただいま道工晴久君が副議長に当選されましたので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来なら、副議長に当選されました道工晴久君のご承諾があったものとしてご挨拶を受けるところではありますが、申し合わせにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時13分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第7、議員提出議案第1号、特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会議員、道工晴久君。

○道工晴久議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号、特別委員会の設置についてを岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提出者及び賛成者は次のとおりであります。

なお、敬称は略させていただきます。

提出者、岬町議会議員 道工晴久

賛成者、岬町議会議員 中原 晶、和田勝弘、小川日出夫、松尾 匡、辻下正純、谷崎整史、反保多喜男、竹原伸晃、坂原正勝、出口 実

以上であります。

提案理由は、下記のとおり特別委員会を設置することについて、岬町議会委員会条例第5条の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、委員会の名称、深日港活性化・空港対策委員会。

設置目的は、深日港の活性化に関し、必要な調査及び研究を行う。

また、企業誘致、環境対策、跡地利用に関する事件について審査を行う。

委員定数は、6人。

設置期間は、目的が達成されるまでであります。

次に、委員会の名称、第二阪和国道建設促進委員会。

設置目的は、第二阪和国道建設促進に関する事件について審査を行う。

定員定数は、6人。

設置期間は、目的が達成されるまでであります。

次に、委員会の名称、庁舎建設・整備検討委員会。

設置目的は、庁舎の建設・整備に関し必要な調査及び研究を行う。

定員定数は、12人であります。

設置期間は、目的が達成されるまでであります。

次に、委員会の名称、議会広報委員会。

設置目的は、議会活動状況を広く住民に周知し、住民の行政に対する理解と信頼を得ることを目的とし、議会活動にわたる広報に関する事項を協議する。

委員定数は、5人。

設置期間は、目的が達成されるまで。

以上、四つの特別委員会であります。

なお、いずれも閉会中においても審査ができるものとしております。

以上でございます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、質疑に対する答弁については自席で行いたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

ありがとうございます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 賛成の立場なのですが。

○奥野 学議長 反対の方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 ないようですので、賛成討論、どうぞ。

○竹原伸晃議員 特別委員会の設置につきまして、私の考えを一つ、議事録の残るところで聞いておいてもらいたいと思います。

深日港活性化・空港対策委員会におきまして、やはり岬町の進むべき道として、航路を利用したこの特別委員会、洲本市と協議しながら進めていく、必ず必要となっております。これをしっかりと進めていただきたい。この委員会には期待したいと思っております。

二国は飛ばしまして、庁舎建設・整備検討委員会におきまして、庁舎建設ありきではないということは確認させていただいたところでございますが、庁舎をどこに建てる、そういうところもしっかりと議論できるような委員会になればと期待しております。

続きまして、議会広報委員会におきまして、先ほども申し上げましたが、議会がどれほど透明化して住民に近い活動ができる、それに期待するものでございます。

全てこの四つの特別委員会、期待するところでございますので、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○奥野 学議長 ほかに、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで、討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号「特別委員会の設置について」を起立により採決します。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前11時35分 休憩)

(午後 1時34分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

日程第8、選任第1号、常任委員会委員の選任についてから日程第9、選任第2号、議会運営委員会委員の選任について、日程第10、選任第3号、特別委員会委員の選任についてまでの3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程第8、日程第9、日程第10の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名について、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されるわけですが、ただいまより暫時休憩したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午後1時36分 休憩)

(午後1時37分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○奥野 学議長 日程第11、選挙第3号、泉州南消防組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の反保多喜男君、議長、私、奥野 学を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました、反保多喜男君と私、奥野 学を当選者と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました反保多喜男君と私、奥野 学が、泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、泉州南消防組合議会議員に当選されました2人が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

私のほか、反保多喜男君、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 日程第12、議案第31号、専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）を議題とします。

本件について、提案理由を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第12、議案第31号「専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の裏面をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2

号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第38号)、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第39号)が平成31年3月29日に公布され、地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第39号)同年10月1日施行)を除いては、いずれも原則として4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例等の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

なお、条例の内容につきましては議案書、新旧対照表とあわせて送付いたしております岬町税条例等の一部を改正する条例の概要を用いまして説明をさせていただきます。

また、説明に当たりましては、主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、根拠法令等の改正に伴う語句の変更や条ずれなどに伴う所要の改正、施行期日及び改正条項の読み上げなどは省略させていただきます。

加えて、条例、新旧対照表及び概要については、専決日であります平成31年3月29日を基準として作成しておりますので、当議案については平成の元号で表記しておりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、岬町税条例等の一部を改正する条例の概要の1ページの岬町税条例(昭和51年岬町条例第19号(以下、改正条例という))の一部改正の主な改正内容をご覧ください。

改正条例につきましては、第1条から第5条までの構成となっております。

まず、1、改正条例第1条では、本則の第34条の7、寄附金税額控除につきましては、ふるさと納税に係る寄附金控除について、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするふるさと納税制度の見直しに伴う規定の整備でございます。

次に、附則関係では、第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、控除期間の拡充による法改正等に伴う規定の整備でございます。

消費税の引き上げ後に購入する住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を拡充するものでございます。

平成32年末までの間に取得された住宅への控除を現行の控除期間を3年間延長し、13年とすること及び住宅借入金等特別税額控除に関する所得税での控除不足について町民税での住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の廃止に係る規定の整備でございます。

次に、附則第7条の4(寄附金税額控除における特例控除額の特例)、附則第9条及び2ページの附則第9条の2(個人町民税に係る寄附金税額控除に係る申告の特例等)につきましては、ふるさと納税に係る町民税控除に関し法改正に伴う規定の整備でございます。平成20年度に制度が創設されて以来、全国的にふるさと納税件数が増加している中で、ふるさと納税制度の健全な発展に向けての法改正によるものでございます。

次に、附則第10条の2（法附則第15条第2項第1号）等の条例で定める割合につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。固定資産税等の課税標準の特例のうち、公共の危害防止のため設置された施設に対する特例措置に係る規定の整備でございます。

固定資産税等の課税標準の特例項目で、いわゆる、わがまち特例に関する項目の条項ずれの整備でございます。

次に、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告につきましては、第6項は法規定の新設に伴うもので、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定は、大都市での人口、資産が集積する地域での密集した市街地がある河川で、堤防による壊滅的な被害を回避するため整備された幅の広い緩傾斜堤防の整備に係る固定資産税の特例でございます。

第7項から第13項までは政令改正等に伴う所要の規定の整備及び条例の項ずれによる改正でございます。

次に、附則第16条（軽自動車税の税率の特例）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、第1条では、重課を平成31年度に限ったものとして、平成29年度分の軽課を削減するものでございます。

次に、附則第16条の2（軽自動車税の賦課徴収の特例）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

軽自動車税の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴い3段階で改正するものでございます。

続いて、改正条例第2条での本則において、第36条の2（町民税の申告）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

所得税の確定申告書の記載事項の見直しに伴う町民税においても同様の簡素化を図るものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

本則第36条の3の2第1項及び第36条の3の3につきましては、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置の導入に伴うものでございます。

本則第36条の3の2第1項（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

次に、本則第36条の3の3（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

次に、本則第36条の4第1項（町民税に係る不申告に関する過料）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

次に、附則関係において、附則第15条の2（軽自動車税の環境性能割の非課税）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

消費税の引き上げ後に購入する軽自動車で一定の条件、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの特定期間でございますが、そのものに対する非課税措置でございます。

次に、附則第15条の2の2（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

軽自動車税の環境性能割の賦課徴収につきましては都道府県知事が行いますが、附則第15条の2の非課税についての判断基準等についての規定の整備でございます。

次に、附則第15条の6（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）につきましては、法改正に伴い、税率を1%減とする臨時的軽減の規定の整備でございます。

次に、附則第15条の7（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

次に、附則第16条（軽自動車税の種別割の税率の特例）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもので、第2条改正では、重課の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の軽課を新設するものでございます。

次に、附則第16条の2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

軽自動車税の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴い3段階で改正するものでございます。

続いて、4ページをご覧ください。

3. 改正条例第3条での本則において、第24条第1項（個人の町民税の非課税の範囲）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

単身児童扶養者について、非課税措置の対象として追加するものでございます。

未婚のひとり親に対する税制上の支援措置といたしまして、児童扶養者を平成33年度課税より前年の合計所得金額135万円以下のものについて非課税対象者とするものでございます。

次に、附則第16条（軽自動車税の種別割の税率の特例）につきましては、法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

軽自動車税のグリーン化特例について、平成31年4月1日から3段階で改正するものでございます。

第3条改正では、平成34年度分及び平成35年度分の軽課の対象を電気軽自動車等に限った上で新設するものでございます。

次に、附則第16条の2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）につきましては、法改正

に伴う所要の規定の整備でございます。

軽自動車税の賦課徴収の特例について、附則第16条の改正に伴い、3段階で改正するものでございます。

続いて、4. 改正条例第4条関係での附則において、附則第15条の6（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）につきましては、法改正に伴う規定の整備でございます。

軽自動車税の環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減に係る規定の整備でございます。

続いて、5. 改正条例第5条での本則において、第48条につきましては、個人町民税の申告納付についての法改正に伴う所要の規定の整備でございます。

大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置についての規定でございます。

以上が、岬町税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 幾つかの柱があったわけですが、その中で、まず一つ目にふるさと納税にかかわる寄附金控除についてお尋ねをしたいと思います。

これは、今年度から基準に適合する地方団体を総務大臣が指定をするという仕組みが持ち込まれることになるわけですが、このような改定を岬町の税条例において行うというご提案ということからすると、岬町はこの基準に適合するような運営を行うというお考えであるのか、確認をさせていただきます。

それからもう1点ですが、軽自動車税の環境性能割にかかわって税率区分の見直し等が行われるということなのですが、このことに伴う町財政の影響はいかがかと。税収が減ることが懸念されるのですけれども、このことに対する国の手当といえますか、そういったことがなされるのか、そのあたりについてもお聞きしておきたいと思えます。

それから、最後になりますけれども、今回、ひとり親世帯への個人町民税の非課税措置の拡充というべきか、規定が整備されるということになりますが、このことについて、今回の改定によって、実際には対象に新たに加わる世帯がいかほどあるのかということをお聞きしておきたいと思えます。

実際の適用については2年後以降ということであるようではございますけれども、現時点でいかほどの影響があるのか、ここはプラスの影響というように考えていいと思えますけれども、どのような実態になっていくのかお尋ねをしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 答弁をお願いします。

総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町の寄附の考え方ですが、いわゆる基準ですけど、地場産品であることや調達額が寄附額の3割以下であるということが総務省のほうから示されました。

本町におきましても、今年に入りまして、基準を遵守しながら、返礼品の調達額も遵守しながらやっていくという方向の考え方になっております。

○奥野 学議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 私のほうからは、残り2点についてご答弁させていただきたいと思います。

まず、第1点につきましては、軽自動車税の減収ということですが、環境性能割によりまして今回1%減といった形となりますけれども、当初予算でも減収分を見込んでございます。おおむね150万円程度になるのかなというように試算しているところでございます。

この不足財源につきましては、国により財源補填されることになってございまして、具体的には一般会計の歳入予算におきまして、地方特例交付金といった科目がありますので、その中で対応するものでございます。

もう1点、平成33年度から拡充されます、結婚していない、いわゆるシングルマザー等についての対応でございますけれども、担当課から聞いておりますのは、現在、直近の平成31年3月末の数字でございますけれども、対象となる方がトータルで未婚のひとり親の方については13名と聞いてございます。一定の所得制限がございますので、そのうち135万円未満の方については13人のうち11人おられると聞いてございます。

○奥野 学議長 よろしいですか。

ほか、質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

どちらですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成しかねる立場であります。反対になります。

○奥野 学議長 反対討論ですね、中原 晶議員。

○中原 晶議員 議案第31号、専決処分の承認について（岬町税条例等の一部改正）について、賛成しかねる立場から討論に参加したいと思います。

先ほど、質問を通じてお答えいただいたとおり、ひとり親世帯、とりわけ未婚のひとり親という状態でシングルマザーというようにおっしゃられましたけれども、ひとり親家庭で児童を

扶養しておられる世帯に対しては、拡充が図られるというところでありまして、これについては評価するべきと考えるものであります。

ただ、この問題については所得税の寡婦控除そのものの改定については棚上げの状態になっておりますので、これは国政の問題とはいえ、不十分と言わざるを得ないというように思いますけれども、これまで婚姻歴によって差別が残されておりました、今回、一歩前に進んだということになりますから、この点については評価をしたいと思います。

しかしながら、全体としては消費税の増税が前提となった提案、専決処分の提案となっております、その点で賛同しかねる立場であります。

昨日、内閣府の発表で、3月の景気動向指数の速報値が前月比0.9ポイントの低下という報告がなされ、基調判断では2013年1月以来6年2カ月ぶりとなる悪化という判断がなされたところでありまして。

景気は既に後退傾向に入った可能性が大いに高まっている。こういった状況のもとで、今年10月からの消費税の増税という判断は無謀と言わざるを得ません。

住民の暮らしが今以上に壊され、地域経済の底が抜ける懸念が大きく、また地方財政にも深刻な影響を与えるものと考えられる点から、今回、賛同しかねるという判断に至ったところでありまして。

○奥野 学議長 ほかに討論の方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第31号「専決処分の承認について(岬町税条例等の一部改正)」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○奥野 学議長 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第13 議案第32号「監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、坂原正勝君の退席を求めます。

(坂原正勝議員 退席)

○奥野 学議長 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第13、議案第32号「監査委員の選任について」をご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員のうちから選任する監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

監査委員として議会議員坂原正勝氏の選任について同意を求めるものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより、議案第32号「監査委員の選任について」を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

坂原正勝君の入場を求めます。

(坂原正勝監査委員 入場)

○奥野 学議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたので報告します。

○奥野 学議長 お諮りします。

日程第14「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程第15「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程第16「事業委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程第17「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」までの4件について一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程第14から日程第17までの4件は一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から、会議

規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

3常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、全ての委員会構成が成立しました。

それでは、僭越ですが、新役員を代表しまして私のほうからご挨拶を申し上げたいと思いますので降壇をお許し願います。

三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは演台のほうへお願いします。

(議長 降壇)

○奥野 学議長 皆さん、お疲れさまでございました。

まずもって、本日、新しい構成メンバーが決定していただきました。

前もって、道工議長には4年間議長をしていただきまして本当にありがとうございました、ご苦労さまでございました。

先ほど、議員控室で歴代議長の写真を見ていると、私、5年前にやらせていただいたときに第47代という表示がございました。議長が4年間で第48代目と第49代目ということなのです。ちょうど私が今回やらせていただくのは第50代目という、そういう節目となるように思います。

そういう平成から令和という改元のあったときに、第50代目の議長として微力でございますが、精いっぱい務めさせていただきたいと思います。

この7人ではいろいろ頑張らせていただいていると思いますが、そちらにもお座りの5名も一緒に議会一丸となって今も山積している問題について積極的に我々議会としての任務をしっかりと取り組んでいきたいと思います。

当然、田代町長と理事者側とは連携しながらしっかりと、岬町がより一層元気になるようなまちづくりやいろいろとやっていきたいと思いますので、皆さん、どうかご支援、ご協力をお願いいたしまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

(拍手)

○奥野 学議長 以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和元年第1回岬町議会臨時会を閉会します。
長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

(午後 2時09分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年5月14日

岬町議会

臨時議長 和田 勝 弘

議長 奥 野 学

議員 松 尾 匡

議員 谷 崎 整 史